

7/15(火) 玄海控訴審結審！ 傍聴参加を！

14年間闘ってきた玄海原発裁判も福岡高裁控訴審で結審を迎えます。

2011年12月提訴の全基運転差止裁判(被告九州電力)、2年後の2013年11月提訴の3・4号機設置許可処分取消(被告国)の行政訴訟も今年で14年目になります。2021年3月佐賀地裁で不当判決が言い渡され、福岡高裁に控訴して闘ってきましたがいよいよ結審を迎えます。

基準地震動過小評価、重大事故対策、火山巨大噴火、配管の安全性の欠如、原発避難計画の実効性を争点に闘ってきました。

7月15日の控訴審の最終弁論では、行政訴訟で石丸初美さん、全基差止で福島武藤類子さんが意見陳述をされます。



原告団長の石丸初美さんは、「命のことだから諦める訳にはいきません」と、未来の子どもたちのために原発の即時停止、全ての原発の廃炉へ向けて強い思いで締めくくりの意見陳述をされることでしょう。

武藤類子さんは、チェルノブイリ原発事故以来30年以上福島の脱原発運動の先頭に立って来られました。福島原発事故後は東京電力旧経営陣の刑事責任を問う原告団長として「福島原発告訴団」を率いて来られました。今年2月、ドイツの環境保護団体から、日本人初の「バイエルン環境賞」を受賞されています。

2011.3.11 福島第一原発事故を思い起こそう！ ～ いまだ『原子力緊急事態宣言』発令中 ～

この原発事故によって広範な東日本の国土が放射性物質によって汚染され、14年経った今も25000名もの住民が避難を強いられています。自殺者を含めた震災関連死は3800名にも及び、小児甲状腺がんと思われる患者も370名に上っています。さらに双葉病院から避難を強いられた入院患者44名を死亡させたとして業務上過失致死罪に問われた武黒、武藤元副社長は上告棄却によって無罪が確定しました。原発を国策として推進し、事故を起こした国と東電を断罪すべきです。

また、廃炉作業も進んでおらず、原子炉から溶け落ちたデブリによって地下水が汚染され。海洋投棄され続けています。そして受け入れ先が見つからない中、福島原発周辺の間貯蔵施設に保管されている東京ドーム11杯分の放射能汚染土を公共事業等で全国にばらまこうとしています。

福島原発事故の反省も全くないまま、2月に「第7次エネルギー基本計画」を決定し、事故後一貫して掲げてきた『原発依存度を可能な限り低減する』を削除し、老朽原発の再稼働や新たに原発を増設する方針を打ち出しました。政府の原発回帰を許してはなりません。

みなさん、傍聴席を埋めつくし、原発反対の意思表示をしましょう！

日本は地震列島・火山列島です。毎年のように巨大地震に見舞われています。福島原発事故のような過酷事故を起こしてはなりません。全ての原発の稼働停止と廃炉を求めましょう。(M)

7/15(火)の結審に傍聴参加し、原発反対の意思表示をするように訴えます。

門前集会 13:30～ ・行政訴訟 14:30～ ・全基差止 15:00～ 福岡高裁101号法廷

九電に原発を稼働・運営させる能力はない!!

九州電力は5月19日、新たな原発の建設を検討すると発表しました。半導体工場やデータセンターの新設で、電力需要が増えるとして「脱炭素電源」として原発の活用を進めると判断し、川内原発での3号機を建てる方針です。

九電はこれまで様々な原発事故を引き起こしています。最近では、玄海原発で放射能汚染を起こし、下請け労働者が被曝しました。また川内原発では火災が発生、原因は究明中です。

過去にも配管腐食による放射能漏れや、川内原発では原発事故時の使用道路確保が出来ておらず、道路沿い仮設休憩所や点検用のクレーンが地震時に倒壊することが判明しました。道路がふさがれ保安規定に違反していたのです。これは全て九電のコンプライアンスセンスの低さにあり、マネジメント上の問題です。企業の不祥事に対する危機管理能力の不足が指摘されています。福島原発事故以降、安全宣言の下により高い倫理観・透明性の高い事業運営が求められています。にも関わらず、対応できない、しない企業なのです。

九電は前年度を10%上回る2兆3568億円の売り上げを発表し、原子力発電の比率が高い為、もうかっていると公言しています。玄海原発3号機は3月から2か月間定期検査に入り、7月からは4号機が定期検査を行う予定です。常時1機しか稼働していない、のに、2年連続黒字と発表しました。6月26日九電株主総会で抗議の声を上げよう。

原子力がもはや安くないことは明かです。政府はそれを認めたうえで二酸化炭素の排出の少なさや、安定供給できるといった点を説明し、原発が本当に必要なのかを国民に問うべきです。(TN)

講演を聞いて（5月10日宮崎の自然と未来を守る会青木さんの講演会）

普段問題意識なく生活をする日常ですが、今回の講演を傍聴する事で2011年大震災当時の危機意識があった事に気づかされた。津波にのみこまれる日常生活の喪失は自然には抗えない事を思い知らされたが、福島第一原発水蒸気爆発は「安全神話」が引き起こした結果の日本沈没を想わせた。「安全神話」を総括することなく隠蔽することで、電力不足に対応するという理由で40年を過ぎた原発営業の稼働期間延長と新規増設は冗談では済まされない思いでいっぱいになる。当時は風向きによって放射能が拡がるアニメーションには恐怖しかなかったし、福島から避難をされた方の言葉は、経験をされた方の重荷のある言葉だった。その後の福島産の風評被害は、みんなで東北を応援しようという名目での汚染隠しではなかったのではと私は思うし、「汚染水海洋投棄」に反発することは当然の対応だと思う。「原発ゼロ」公約は常識になると思った。

あれから14年しかたっていないのに原発再稼働・新增設がテーブルにのぼる状況は下手な芝居を思い起こす。講演会はその当時の危機意識が蘇る。原発への具体的な行動は思い起こせないが「原発のない日本・故郷を」子・孫世代へ残すような努力をしたいという想いを起こさせるものとして機会があれば今後も参加をしていきたい。(参加者H. U)

私の推薦図書

3・11 こどもだった 私たち・・・福島原発事故と避難の経験を言葉につむぐ

編著 金本 暁 坂本 唯

耕文社 定価 1000円

福島原発事故被害者救済九州訴訟の会議の中で紹介された本で、原発事故当時の子ども世代が、自分自身の経験を振り返って整理するプロセスを記録したものであり、子ども時代に経験した原発事故及び避難の経験と現在の視点を交差させたものです。是非、大人だけでなく、子どもたちにも読んでもらいたいものです。(TN)

《裁判闘争報告》

◎4/23(水) 玄海原発第 13 回行政訴訟・第 14 回全基差止控訴審

◇第 13 回行訴控訴審口頭弁論（国のプレゼン）

- ・2024 年 12/11 第 12 回控訴審において、美浜の会代表小山英之さんは、最大の争点である基準地震動はバラツキを考慮して高く設定しなければならないとプレゼンした。
「地震は平均値ではやってこない。データのバラツキを考慮することを怠れば、平均値を上回る地震は過小評価となり事故は起こる。」例えて言えば、「トンネルに入る車を平均値で制限してしまえば、それを外れてまれにやって来る超大型トレーラーは入り口に衝突してしまうではないか。」と、バラツキを考慮して地振動を設定しなければならないと主張した。
- ・今回、それに対して国のプレゼンは、不確かさ（震源断層の形状等）を考慮するからバラツキを考慮する必要はないという甘い、でたらめな過小評価するプレゼンだった。

◇第 14 回全基差止控訴審口頭弁論（金沢市に避難されている浅田正文さんの意見陳述）

「3. 11 福島原発事故による田園への土壤汚染は 100 万ベクレルを超え、汚染された土地、住めない土地ができてしまったことは『国土』の喪失といって過言ではない。避難生活で、コミュニティや人間関係に対して福島への帰還の自信がなくなり、原発事故は土・水を汚染するだけでなく、言い表しようのない傷を心にも刺し込んだ。地震大国日本・中央構造線・南海トラフ・未確認活断層・地震予知の難しさ、火山国・火山灰堆積、脆性破壊・金属疲労、設計ミス・工事ミス・ヒューマンエラー等々。原発事故に『想定外』との言い逃れは許されないし、『想定外』があってはならない。」と訴えた。 ※7/15(火) 行政訴訟・全基差止 結審

◎5/22(水) 福島原発事故被害者救済九州訴訟 第 1 陣 第 11 回控訴審 結審

最終弁論は、原告側から原告 2 名、控訴代理人弁護士 4 名が行った。

原告団長の金本さんは、「あたかも避難したことが間違いだ。避難しなきゃ死んでしまうとさえ思わせたほどの過酷事故をなかったものにするかのような論点ずらし、責任逃れ、責任転嫁などに苛まれ続けた 14 年間だった。国策で推進されてきた原発なのに、国に責任が無いなんて、それが正当な判断と言えるのでしょうか。誰を助け、誰を守るための裁判所なのですか。」とまっとうな判断を訴えた。

原告番号 37 の原告は、「生まれたばかりのこどもに被ばくをさせてはいけないという思いで福岡に避難した。支援団体の活動を通じて、避難者の生活基盤の不安定さと精神的な孤立をつくづく感じた。私は東電からの保証をいくばくか受けたが、変えられてしまった 14 年間の人生、家族に見合うはずありません。」と陳述し、補償を受けられなかった避難者も同様に、裁判所が国と東電の責任を正しく認定し、被害の実態に見合った賠償の認定を求めた。

吉村弁護団長は 2022 年 6 月 17 日の最高裁判決は全国の福島原発事故被害者の闘いの意義を正當に理解しない判決で、第二第三の原発事故を防ぐことは不可能だ。一審でも国や東電は過失を認めず、責任や賠償額の対応にも誠実さを欠いている。」と批判し、国と東電の責任をきちんと認める判決を求めた。池上弁護士は、「原発事故を防ぐため、きちんと防潮堤の建設や原子炉建屋等の水密化を行うべきだった。それができなくとも国が想定津波を考慮した安全確保措置を東電に命じて、それが確認できるまで一時運転停止を命じていれば、本件事故は回避できた。」と国の責任を認めるよう求めた。 ※判決は 12/24(水) 14:30 (M)

自治体を「戦争する国」づくりの下請けにしてはいけない！

福岡市は今年も自衛隊への名簿を差し出す予定で、4月15日号の市政だよりで、個人情報の提供を望まない人への除外申請の手続き案内を掲載しました。自衛隊のリクルートのために、住民の大切な個人情報を管理している自治体が、本人の同意の無い個人情報を自衛隊に差し出すことは、まさにかつての徴兵制のはしりだと考えます。名簿差し出し撤廃を求めています。

国が自治体に対し違法な方法で名簿の提供を求める行為、及び地方自治体が住民の個人情報の提供する行為は、地方自治の原則を破壊する行為であると、奈良市在住の高校生（当時）が、勇気をふりしぼって「若者の個人情報を守れ」と、国と奈良市を提訴しています。また、茨木県の自衛隊が、住民基本台帳の記載情報について閲覧でしか活用できないのにもかかわらず、陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集のために中学3年生の個人情報を提出するように、市町村に紙での提供を依頼し、その依頼に応じて茨城県日立市と同大子町から計736人分の15歳の住民の名簿を渡していました。国は自衛隊法や自衛隊施行令を根拠にしていますが、陸自高等工科学校の生徒募集のために中学生の名簿提供をする根拠となる法令はなく完全な法令違反です。



2025年5月28日（水）九産大駅前にて街宣

「自衛隊への名簿提供を許さない！実行委員会」の皆さんと一緒に街宣行動を行いました。遮断機が下りている間は、歩いている方も車の方も街宣を聞き、駅を利用する方もたくさんいらっしゃいました。該当する年齢の方には、自分事として除外申請をしてくれたらと思います。

前日の27日には、福岡市東区の筥崎宮で、海軍記念日の式典が行われ、式典の最後には、「天皇陛下万歳」。宮司等の退場後、火縄銃の空砲を4発。毎年の行事ということを知って、今年はこの目で確かめるために行きました。式典後は、箱崎ふ頭の第5岸壁に横付けされた掃海母艦「うらが」で、玄海島沖まで行って海上供養が行われました。戦争を賛美するのは問題です。



【編集後記】

◇5/10 第11回総会のご報告

議案審議については、第12期活動方針のP11今後の取り組み課題に、「7. 役員の若返りに取り組む」を加筆して承認されました。その他の議案は提案通り全て承認されました。

◇5/27 政府は福島県内の除染で出た放射能汚染土の再利用の基本方針を決定した。

受け入れ先が見つからない中、首相官邸の植え込みや中央省庁の花壇などに用いるのを呼び水として、公共事業等での本格展開を夏ごろには今後5年間の工程表をまとめるようとしている。福島原発周辺の間接貯蔵施設に保管されている放射能汚染除染土（東京ドーム11杯分）を、いよいよ全国にばらまこうとしている。

(M)